

## 世田谷区授乳・おむつ替え用赤ちゃんテント等の貸出に関する事務取扱要領

### 第1条 目的

この要領は、子育てしやすい環境づくりを進め、もって子育て支援に資するため、区内で開催されるイベント等に「授乳・おむつ替え用赤ちゃんテント等」（以下「テント等」という。）を貸出すことについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条 貸出しの条件

テント等の貸出しを受けることができるイベントは、個人又は法人その他団体の代表者が主催する区内で行うイベントであって、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 特定の政治、思想又は宗教の活動を目的としないイベント
- (2) 乳幼児を連れた保護者の参加が見込まれるイベント
- (3) 法令及び公序良俗に反しない個人又は法人その他団体が主催するイベント
- (4) 営利を目的としないイベント

### 第3条 貸出しの申請

子ども・若者部子ども家庭課（以下「事業主管課」という。）は、テント等の貸出しを希望するイベントの主催者に対し、「世田谷区授乳・おむつ替え用赤ちゃんテント等借用申請書」（様式1）に必要な書類を添付し、提出させる。なお、提出が可能な期間は、貸出しを受けようとする日の6か月前から14日前の日までとする。

### 第4条 貸出しの承認等

事業主管課は、テント等の貸出しの申請を受けたときには、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、「世田谷区授乳・おむつ替え用赤ちゃんテント等貸出承認（不承認）書」（様式2）により、申請者に通知する。なお、貸出しの希望期間が重複する複数の申請があった場合は、原則として先着順とする。貸出しは原則として「授乳」または「おむつ替え」のいずれか一方の用途とする。

### 第5条 貸出しの期間

テント等の貸出期間は、最長7日とする。

### 第6条 貸出料

テント等の貸出料は、無料とする。

貸出し・返却場所：世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当  
（世田谷区世田谷4丁目21番27号）

### 第7条 貸出し及び返却

事業主管課は、テント等の貸出承認を受けた者に対しテント等を直接貸出し、返却させる。返却時は、使用者とともに、貸出物品に破損、汚損等がないか十分確認する。

貸出物品については別表一覧の通り

### 第8条 使用上の遵守事項

事業主管課は、使用者に対し、次に掲げる事項を遵守させる。

- (1) 第三者に権利を譲渡し、又は転貸しない。
- (2) 申請書に記載のイベント以外に使用しない。
- (3) テント等の使用説明書及び注意事項に従い、適正に管理し、使用する。
- (4) あらかじめ定められた期限までに返却する。

### 第9条 貸出承認の取消し

事業主管課は、貸出申請と実際との内容に著しく相違がある場合は、貸出承認を取り消すこと

ができる。

#### 第10条 原状回復

使用者は、テント等を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修等必要な処置を行い、原状に復させる。なお、補修等が困難な状態まで、破損又は汚損している場合は、区長は使用者に対し、実費弁償させることができる。

#### 第11条 区の負担

テント等の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対し、区は一切の責任を負わないものとする。

#### 第12条 物品の購入及び管理

物品の購入及び管理は、子ども・若者部子ども家庭課子ども・子育て支援担当で行うものとする。

#### 第13条 補則

この要領に定めるもののほか、テント等の貸出しに必要な事項は別に定める。

#### 別表（貸出物品一覧）

貸出物品	<input type="checkbox"/> テント一式(ペグ(8ヶ)/ペグハンマー/ロープ/水納(4ヶ)/グランドシート/キャリーカート/表示)
	<input type="checkbox"/> クッションシート4枚(袋付き)
	<input type="checkbox"/> おむつ交換マット
	<input type="checkbox"/> 折りたたみイス
	<input type="checkbox"/> ライト(電池式)
	<input type="checkbox"/> 扇風機(電池式)
	<input type="checkbox"/> 充電器/電池8本
	～世田谷区×WE ラブ赤ちゃんプロジェクトグッズ～
	<input type="checkbox"/> のぼり旗一式(旗・組み立て式ポール・土台)
	<input type="checkbox"/> 「泣いてもいいよ」チラシ(ステッカー付)

附 則 この要領は、令和2年11月2日から適用する。